

# 介護保険料を滞納すると

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

納期限を  
過ぎると

督促が行われます。**督促手数料や延滞金が徴収**される場合があります。

1年以上滞納  
すると

利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**します。  
申請により後から保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。  
滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納  
すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げられ**たり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくな**ったりします。

納付が  
むずかしい  
場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は、介護保険課へご相談ください。

ご注意  
ください

介護保険料を納付できる期間は、介護保険法により2年と定められています。その2年を過ぎると納付ができなくなり、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が引き上げられたりすることがありますので、納め忘れのないようご注意ください。